

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2020年12月24日

【中間会計期間】 第38期中(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 多治見クラシック株式会社

【英訳名】 TAJIMI CLASSIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若 林 伸 和

【本店の所在の場所】 岐阜県多治見市小名田町1番地

【電話番号】 0572-25-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 岩 瀬 真 二

【最寄りの連絡場所】 岐阜県多治見市小名田町1番地

【電話番号】 0572-25-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 岩 瀬 真 二

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期中	第37期中	第38期中	第36期	第37期
会計期間	自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日	自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日	自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日	自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日	自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日
売上高 (千円)	268,834	291,783	56,337	540,589	570,360
経常利益 (千円)	1,667	14,458	7,376	8,792	23,544
中間(当期)純利益又は中間純損失(△) (千円)	△1,372	17,854	7,920	3,812	26,208
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失(△) (千円)	51	63	△9	39	5
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	普通株式 20,000 優先株式 3,568	普通株式 20,000 優先株式 3,568	普通株式 20,000 優先株式 3,568	普通株式 20,000 優先株式 3,568	普通株式 20,000 優先株式 3,568
純資産額 (千円)	4,731,133	4,754,173	4,770,447	4,736,318	4,762,526
総資産額 (千円)	5,123,781	5,135,915	5,138,751	5,101,054	5,116,192
1株当たり純資産額 (円)	△111,385.77	△110,251.62	△109,455.75	△111,135.43	△109,842.85
1株当たり中間(当期)純利益金額又は中間純損失金額(△) (円)	△77.54	883.80	387.09	172.79	1,292.57
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	普通株式 — 優先株式 —	普通株式 — 優先株式 —	普通株式 — 優先株式 —	普通株式 — 優先株式 —	普通株式 — 優先株式 —
自己資本比率 (%)	92.3	92.6	92.8	92.8	93.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	22,129	45,447	42,954	14,668	47,002
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,667	△615	△5,147	△7,371	△75,754
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△5	—	—	△5	—
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	257,687	291,355	255,578	246,523	217,771
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	37 (54)	36 (60)	1 (—)	37 (54)	39 (59)

(注) 1 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間より、当社は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社にゴルフ場の運営を委託しております。

これは、ゴルフ業界の慢性的な人手不足と将来の見通しを踏まえ、ゴルフ場サービスの維持・発展のために、ゴルフ場の受託運営の経験が豊富なリゾートトラストゴルフ事業株式会社へ運営を委託し、安定的な経営の継続を目的とするものです。

この結果、ゴルフ場に関する営業上の売上及び営業費用は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社に帰属するものとし、当社はリゾートトラストゴルフ事業株式会社からの運営委託による手数料収入が発生することになります。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数(名)	1
---------	---

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
- 2 当社は、ゴルフ場事業の単一セグメント・単一事業部門であるため、ゴルフ場全体での従業員数を記載しております。
- 3 従業員数が当中間会計期間において38名減少しておりますが、ゴルフ場の運営を委託したことにより従業員が転籍したためであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、コロナ禍により一時期大幅に落ち込んだものの、緊急事態宣言の解除による経済活動の再開や国内外の需要回復、また、テレワーク関連・感染拡大防止対策への投資の下支えも寄与し、製造業・非製造業共に緩やかに回復しており、小売や宿泊・飲食サービス等においては消費関連を中心に持ち直しております。

このような環境下、当社は感染防止対策に努め、ご来場いただく皆様に安心、安全をお届けすること、また、快適なプレー環境とコース整備は変わらぬ重点課題とし、感動を提供できるゴルフ場となるよう取り組んで参りました。

営業面においては4月～6月にコロナ禍による来場者数の大幅な落ち込みがありましたが、7月より回復基調となり8・9月では前年同期の実績を上回ることができました。しかし、コンペ来場者と新規入会者減少傾向による名義書換料収入は未だ回復には至っておらず、大きく影響を受けた上半期となりました。

一方、当中間会計期間の来場者数は16,361名（前年同期比9.2%減）であり、売上高は当期首より年会費収入とリゾートトラストゴルフ事業株式会社からの運営委託手数料収入等で構成されることになったことから、56,337千円（前年同期比80.7%減）となりました。一方、販売費及び一般管理費は51,320千円（前年同期比80.3%減）となりました。

その結果、営業利益は5,017千円（前年同期比56.0%減）、経常利益は7,376千円（前年同期比49.0%減）、中間純利益は7,920千円（前年同期比55.6%減）となりました。

前事業年度末に比べて、資産は22,559千円増加の5,138,751千円、負債は14,638千円増加の368,304千円、純資産は7,920千円増加の4,770,447千円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ37,807千円増加し、255,578千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は、42,954千円（前年同期は45,447千円の増加）となりました。これは、売上債権の減少額が19,442千円、たな卸資産の減少額が17,800千円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は、5,147千円（前年同期は615千円の減少）となりました。これは当中間会計期間において有形固定資産の取得による支出5,147千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動による資金の増減はありませんでした（前年同期も資金の増減なし）。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社はスプリングフィールドゴルフクラブをリゾートトラストゴルフ事業株式会社に運営委託しておりますので、スプリングフィールドゴルフクラブの収容実績及び当社の販売実績を記載しております。

a 収容実績

ゴルフ場名	ホール数 (H)	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)					当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)				
		営業 日数 (日)	収容実績(名)			1日平均 来場者数 (名)	営業 日数 (日)	収容実績(名)			1日平均 来場者数 (名)
			メンバー	ゲスト	合計			メンバー	ゲスト	合計	
スプリングフィールド ゴルフクラブ	18	182	6,930	11,087	18,017	99.0	181	7,335	9,026	16,361	90.4

b 販売実績

区分	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)		当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
名義書換料	36,800	93.2	—	—
ゴルフ場売上	228,900	2.4	—	—
年会費収入	25,687	0.0	25,377	△1.2
運営委託契約等による 手数料収入	—	—	30,960	—
その他	396	△40.5	—	—
合計	291,783	8.5	56,337	△80.7

（注）1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)		当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
リゾートトラストゴルフ事業(株)	—	—	30,960	54.9

2 上記の金額には、消費税等を含めておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

① 当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の資産合計は5,138,751千円となり、前事業年度末と比べて22,559千円の増加となりました。これは、現金及び預金が12,192千円減少したこと、短期運用預け金が50,000千円増加したこと等によるものであります。

当社の負債合計は368,304千円となり、前事業年度末と比べて14,638千円の増加となりました。これは、前受収益の増加が27,913千円あったこと等によるものであります。

当社の純資産合計は4,770,447千円となり、前事業年度末と比べて7,920千円の増加となりました。これは、中間純利益の計上によるものであります。

経営成績については「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

経営成績に重要な影響を与える要因については「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

② 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の資本の財源及び資金の流動性については、既存施設の維持・管理を目的とした設備投資に必要な資金及びその他の所要資金には手元資金を充当することを基本的な方針とし、必要に応じてグループ会社からの借入等による資金調達を行うこととしております。

なお、当中間会計期間末における有利子負債の残高はなく、現金及び現金同等物の残高は255,578千円となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等は以下の通りであります。

相手先の名称	契約内容	契約期間
リゾートトラストゴルフ事業(株)	スプリングフィールドゴルフクラブの運営委託契約	2020年4月1日より 2021年3月31日まで (注)
	年会費の集金及び管理業務の代行契約	2020年4月1日より 2021年3月31日まで (注)

(注) 契約期間満了時に以降1年毎に自動更新となります。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	75,000
優先株式	5,000
計	80,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000	20,000	非上場	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注)2、4
優先株式	3,568	3,568	同上	優先的配当を受ける権利を有する株式(注)1、2、3、4
計	23,568	23,568	—	—

(注) 1 優先株式の内容

- (1) 優先株式を有する株主は、普通株式を有する株主に優先して、1株につき年100円を限度として利益配当(以後「優先配当金」という)を受けます。
 - (2) 優先株式の株主は、(1)の優先配当金が支払われた後の残余の利益に対しては、配当を受ける権利を有しません。
 - (3) 優先配当金の全部又は一部が支払われていないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、優先配当金に先立ってこれを受けるものとします。
 - (4) 優先株式の株主は、その所有する優先株式については、株主総会における議決権を有しないものとします。ただし、下記の場合を除くものとします。
 - ア) 定時株主総会において累積的優先株式の優先配当金の全部又は一部が支払われない旨の決議があり、なおかつ次の定時株主総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されないときはその定時株主総会の時から、議決権を有します。
 - イ) 定時株主総会において累積的優先株式の優先配当金の全部又は一部が支払われない旨の決議があり、なおかつ次の定時株主総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されたが否決されたときはその定時株主総会終結の時から、議決権を有します。
 - (5) 優先株式の株主は、当社の残余財産の分配につき、その優先株式1株につき195万円を限度として、普通株式を有する株主に優先して分配を受けます。
 - (6) 優先株式の株主は、(5)の優先分配が行われた後の残余財産に対しては、分配を受ける権利を有しません。
 - (7) 優先株式を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
 - (8) 優先的配当を受ける権利を有する株式です。
- 2 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければなりません。
 - 3 当会社は、定款の定めにより優先株式を引き受ける者の募集について、優先株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとします。
 - 4 当会社は、単元株制度を採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年9月30日	—	23,568 (普通株式 20,000 優先株式 3,568)	—	50,000	—	3,216,183

(5) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

2020年9月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
岡崎クラシック(株)	愛知県岡崎市岩中町 1	2,540 (1)	10.8 (0.0)
(株)セントクリークゴルフクラブ	愛知県豊田市月原町黒木 1 - 1	2,500 (—)	10.6 (—)
リゾートトラスト(株)	名古屋市中区東桜 2 - 18 - 31	1,355 (83)	5.7 (0.4)
計	—	6,395 (84)	27.1 (0.4)

(注) 1 (内書)は、優先株式の株式数及び割合であります。

2 所有株式数第 4 位にあたる 117 株を所有する株主の数が 18 名となっておりますので、上位 3 名のみの記載
としております。

② 所有議決権数別

2020年9月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有議決権 数 (個)	総株主の 議決権に対する 所有議決権数 の割合 (%)
岡崎クラシック(株)	愛知県岡崎市岩中町 1	2,540	10.8
(株)セントクリークゴルフクラブ	愛知県豊田市月原町黒木 1 - 1	2,500	10.6
リゾートトラスト(株)	名古屋市中区東桜 2 - 18 - 31	1,355	5.7
計	—	6,395	27.1

(注) 所有議決権数第 4 位にあたる 117 個を所有する株主の数が 18 名となっておりますので、上位 3 名のみの記載と
しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,000	20,000	—
	優先株式 3,568	3,568	株式の内容は「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載しております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	23,568	—	—
総株主の議決権	—	23,568	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、篠藤公認会計士事務所 公認会計士 篠藤敦子により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	57,771	45,578
短期運用預け金	—	50,000
関係会社短期預け金	160,000	160,000
売掛金	28,050	8,608
たな卸資産	17,800	—
その他	25,032	※2 49,122
貸倒引当金	△4,893	△4,627
流動資産合計	283,762	308,682
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 216,263	※1 207,153
構築物（純額）	※1 23,836	※1 23,781
立木	328,993	328,993
コース勘定	1,313,174	1,313,174
土地	2,230,674	2,230,674
その他（純額）	※1 32,623	※1 31,219
有形固定資産合計	4,145,566	4,134,997
無形固定資産		
ソフトウェア	405	344
無形固定資産合計	405	344
投資その他の資産		
投資有価証券	75,083	74,033
関係会社株式	4,453	4,453
出資金	10	10
長期貸付金	600,000	600,000
その他	6,911	16,230
投資その他の資産合計	686,457	694,727
固定資産合計	4,832,429	4,830,069
資産合計	5,116,192	5,138,751
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,668	—
未払法人税等	3,880	645
その他	55,606	88,969
流動負債合計	63,155	89,614
固定負債		
退職給付引当金	50,726	50,906
長期預り保証金	232,000	220,000
その他	7,783	7,783
固定負債合計	290,510	278,689
負債合計	353,665	368,304

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	3,216,183	3,216,183
その他資本剰余金	1,213,007	1,213,007
資本剰余金合計	4,429,190	4,429,190
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	283,336	291,256
利益剰余金合計	283,336	291,256
株主資本合計	4,762,526	4,770,447
純資産合計	4,762,526	4,770,447
負債純資産合計	5,116,192	5,138,751

②【中間損益計算書】

	(単位：千円)	
	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	291,783	56,337
売上原価	19,940	—
売上総利益	271,842	56,337
販売費及び一般管理費	260,430	51,320
営業利益	11,412	5,017
営業外収益	※1 3,055	※1 2,359
営業外費用	9	0
経常利益	14,458	7,376
特別損失	※3 250	※3 0
税引前中間純利益	14,207	7,376
法人税、住民税及び事業税	1,940	645
法人税等調整額	△5,586	△1,188
法人税等合計	△3,646	△543
中間純利益	17,854	7,920

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	50,000	3,216,183	1,213,007	4,429,190	257,127	257,127	4,736,318	4,736,318
当中間期変動額								
中間純利益					17,854	17,854	17,854	17,854
当中間期変動額合計	—	—	—	—	17,854	17,854	17,854	17,854
当中間期末残高	50,000	3,216,183	1,213,007	4,429,190	274,982	274,982	4,754,173	4,754,173

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	50,000	3,216,183	1,213,007	4,429,190	283,336	283,336	4,762,526	4,762,526
当中間期変動額								
中間純利益					7,920	7,920	7,920	7,920
当中間期変動額合計	—	—	—	—	7,920	7,920	7,920	7,920
当中間期末残高	50,000	3,216,183	1,213,007	4,429,190	291,256	291,256	4,770,447	4,770,447

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：千円)	
	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	14,207	7,376
減価償却費	14,477	15,776
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,460	179
受取利息及び受取配当金	△2,086	△2,081
有形固定資産除却損	250	0
売上債権の増減額（△は増加）	△1,240	19,442
たな卸資産の増減額（△は増加）	2,246	17,800
仕入債務の増減額（△は減少）	△571	△3,668
未払金の増減額（△は減少）	2,864	9,192
預り保証金の増減額（△は減少）	△2,000	△9,000
未払消費税等の増減額（△は減少）	565	△4,485
その他	17,068	△5,781
小計	47,241	44,752
利息及び配当金の受取額	2,086	2,081
法人税等の支払額	△3,879	△3,879
営業活動によるキャッシュ・フロー	45,447	42,954
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△615	△5,147
投資活動によるキャッシュ・フロー	△615	△5,147
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	44,831	37,807
現金及び現金同等物の期首残高	246,523	217,771
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 291,355	※ 255,578

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

イ 関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定に基づいております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(ゴルフ場の運営委託)

当中間会計期間より、当社は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社にゴルフ場の運営を委託しております。

当該事象により、当社ゴルフ場に関する営業上の売上及び営業費用は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社に帰属するものとし、当社はリゾートトラストゴルフ事業株式会社からの運営委託による手数料収入が発生しております。

一方で、リゾートトラストゴルフ事業株式会社が当社の年会費の集金及び管理業務を代行することにより、当社は年会費収入の90%相当額を手数料としてリゾートトラストゴルフ事業株式会社へ支払っております。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の拡大や収束時期等を予測することが困難な状況にあります。

当社は、当事業年度の一定期間にわたり新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものとして検討しておりますが、当中間会計期間の会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,430,824千円	2,444,900千円

※ 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 営業外収益の主要項目

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
受取利息	2,085千円	2,081千円

2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	14,438千円	15,716千円
無形固定資産	38千円	60千円

※ 3 特別損失の主要項目

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
固定資産除却損	250千円	0千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	20,000	—	—	20,000
優先株式(株)	3,568	—	—	3,568
合 計 (株)	23,568	—	—	23,568

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

Ⅱ当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	20,000	—	—	20,000
優先株式(株)	3,568	—	—	3,568
合 計 (株)	23,568	—	—	23,568

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金	131,355千円	45,578千円
短期運用預け金	—千円	50,000千円
関係会社短期預け金	160,000千円	160,000千円
現金及び現金同等物	291,355千円	255,578千円

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

前事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
（資産）			
(1) 現金及び預金	57,771	57,771	—
(2) 関係会社短期預け金	160,000	160,000	—
(3) 売掛金	28,050		
貸倒引当金 ※	△4,893		
	23,157	23,157	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	75,083	110,363	35,279
(5) 関係会社株式	4,450	5,350	900
(6) 長期貸付金	600,000	600,000	—
（負債）			
(1) 買掛金	3,668	3,668	—
(2) 未払法人税等	3,880	3,880	—
(3) 長期預り保証金	7,000	6,925	△74

※ 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当中間会計期間（2020年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(資産)			
(1) 現金及び預金	45,578	45,578	—
(2) 短期運用預け金	50,000	50,000	—
(3) 関係会社短期預け金	160,000	160,000	—
(4) 売掛金	8,608		
貸倒引当金 ※	△4,627		
	3,980	3,980	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券	74,033	102,983	28,949
(6) 関係会社株式	4,450	5,400	950
(7) 長期貸付金	600,000	600,000	—
(負債)			
(1) 未払法人税等	645	645	—
(2) 長期預り保証金	10,000	9,904	△95

※ 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金

現金及び預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期運用預け金 (3) 関係会社短期預け金

これらは、預金と同様の扱いをしており、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 売掛金

売掛金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券は、会員権流通市場における相場価格から算出した価格をもって時価としております。

(6) 関係会社株式

関係会社株式は、会員権流通市場における相場価格から算出した価格をもって時価としております。

(7) 長期貸付金

長期貸付金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払法人税等

未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期預り保証金

長期預り保証金のうち、現在返還中のもの、もしくは返還予定のものにつきましては、将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定しております。また、1年内返還予定の預り保証金は、長期預り保証金に含めて表示しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:千円)

区分	2020年3月31日	2020年9月30日
関係会社株式(非上場株式) ※1	3	3
長期預り保証金 ※2	232,000	220,000

※1 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6)関係会社株式」に含めておりません。

※2 長期預り保証金については、主にゴルフ会員からの預託金、保証金であり、返還予定のないものは市場価格がなく、かつその契約内容から期間の算定が困難であることなどにより、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められることから、「(2)長期預り保証金」には含めておりません。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	4,453千円	4,453千円
持分法を適用した場合の 投資の金額	7,796千円	7,787千円

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
持分法を適用した場合の 投資利益の金額	63千円	△9千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、ゴルフ場事業のみの単一のセグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自2019年4月1日 至2019年9月30日)

1 サービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高うち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)

1 サービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
リゾートトラストゴルフ事業(株)	30,960千円	ゴルフ場事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額並びに1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
(1) 1 株当たり純資産額	△109,842円85銭	△109,455円75銭

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(2) 1 株当たり中間純利益金額	883円80銭	387円09銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(千円)	17,854	7,920
普通株主に帰属しない金額(千円)	178	178
(うち優先配当額(千円))	(178)	(178)
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	17,676	7,741
普通株式の期中平均株式数(株)	20,000	20,000

(注) 潜在株式調整後1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第37期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月29日 東海財務局長に提出。
---------------------	----------------	-----------------------------	--------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月23日

多治見クラシック株式会社
取締役会 御中

篠藤公認会計士事務所

大阪府大阪市

公認会計士 篠 藤 敦 子 (印)

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている多治見クラシック株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、多治見クラシック株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人

の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。